

労働保険とはこのような制度です

労働保険とは...

労働保険とは、**労働者災害補償保険**（一般に「**労災保険**」といいます。）と**雇用保険**をまとめた総称であり、業務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償（**労災保険**）、失業した場合の給付（**雇用保険**）等を行う制度です。

保険給付は、両保険制度で個別に行われていますが、保険料の徴収等については労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。この「労働者」とは、パート、アルバイトも含まれます。

労災保険とは	雇用保険とは
労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。また、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。 労災保険について	事業主の方には、従業員の採用、失業の予防等の措置に対し、一定の要件を満たすと各種助成金等が支給されます。また、従業員の方が失業された場合、失業給付金等が支払われます。 雇用保険について

(1) 労働保険の適用と加入手続き

労働保険に加入するには、まず労働保険の**保険関係成立届**を所轄の労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度末までの労働者に支払う賃金の見込み額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付していただくことになります。

雇用保険に加入する場合は、この他に「**雇用保険適用事業所設置届**」及び「**雇用保険被保険者資格取得届**」を所轄のハローワーク（公共職業安定所）に提出しなければなりません。

保険事務組合とは・・・

厚生労働大臣から労働保険の事務処理を行うことを認可された「**中小事業主等の団体**」です。

労働保険事務組合として認可を受けている団体には、主に事業協同組合、商工会議所、**青色申告会**、商工会などがあります。

■事務処理を委託すると次のような利点があります。

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
- 労災保険に加入することができない事業主や家族従業者なども中小事業主等の**特別加入制度**(一人親方等)により、労災保険に加入することができます。

■委託できる事業主は

常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売・飲食業にあっては50人、卸売・サービス業(清掃業・火葬業・と畜業・自動車修理業及び機械修理業は除く)にあっては100人、その他の事業にあっては300人以下の事業主となっています。

■労働保険の事務処理を**社団法人江戸川北青色申告会**に事務委託するには

まず、**社団法人江戸川北青色申告会**にお電話ください。

詳しく状況をお聞かせいただき、説明させていただきます。

説明をお聞きになった上で委託するかどうかお決めください。

委託する際には、入会金・委託手数料が必要となりますので必ずご確認ください。

なお、ご不明な点は

江戸川北青色申告会(電話3656 - 0621)にお問い合わせください。